

建築職の実務



あきた芸術劇場ミルハス



建築職員について

◆建築職の配属先について

現時点での主な配属先は、次のとおりです。

本庁

建設部

建築住宅課
営繕課
都市計画課
技術管理課

出納局

財産活用課

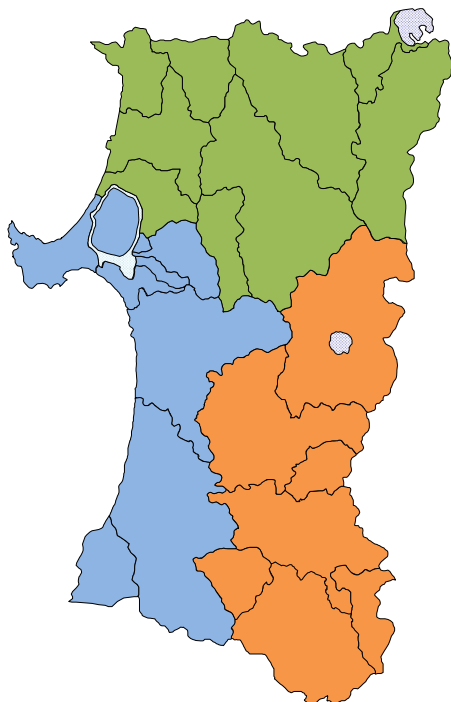
教育庁

総務課
施設整備室

地域振興局

建設部

建築課



8地域振興局の内、拠点となる3振興局
(北秋田、秋田、仙北)の建築課に配属され、
それぞれの所管地域の業務を行います

■ 県北(拠点:北秋田地域振興局)

■ 中央(拠点:秋田地域振興局)

■ 県南(拠点:仙北地域振興局)

◆建築職の主な業務内容

建築職の業務内容は、主に次の5つに分類できます。

1 住宅政策

住宅政策の企画・推進、
住宅リフォーム事業



2 公営住宅

県営住宅の整備管理、
市町村営住宅の指導



3 建築指導

建築物に関する法令に
基づく審査・指導



4 市街地整備

再開発、まちづくり関連
事業の指導・推進



5 営繕

県有施設の建築・
修繕工事の計画・監督



その他、各配属先の政策目的に応じた業務に従事します。

1 住宅政策の仕事について

住まいを考える

住宅政策の しごと

住宅政策のしごとは、生活の基盤となる「住」に関わる重要な仕事です。

「住宅の長寿命化」や「高齢者の居住の安定」を図るための政策を推進します。



企画・調査

※ 本庁建築住宅課配属

住生活の質向上を図る「住生活基本計画」や、高齢者の居住の安定を確保する「高齢者居住安定確保計画」など、住宅政策の基となる各種計画の企画・立案・策定に従事します。

住宅に関する課題の解決や発展のための事業を企画します。

長期優良住宅 の認定

※ 地域振興局建築課配属

① 認定申請計画の審査

申請された計画について、住宅の構造及び設備、居住環境配慮、維持保全の期間・方法等の基準を満たしていることを審査し、認定証を交付します。

② 維持保全状況の調査

認定を受けた住宅が計画通りに維持保全が行われ、その状況に関する記録が保全されていることを調査します。

特徴・やりがい

県民の生活に欠くことのできない住宅政策を企画・立案し、現場でその実現を担保する。

2 公営住宅の仕事について

住まいのセーフティーネット

公営住宅整備・ 管理のしごと

公営住宅は、住宅の確保に配慮を要する方のために、県と市町村が国の補助を受けて建設し賃貸する住宅です。

新たな住宅を建設するほか、既存住宅の修繕、入居者の募集や管理等を指定管理者と協調して行います。

市町村営住宅の整備・管理に対し、指導や助言を行います。



制度・計画

※ 本庁建築住宅課配属

制度の制定

公営住宅法に基づき、県営住宅の整備、管理に必要な条例、規則、要綱や要領などのルールづくりを行います。

計画の策定

住宅整備計画の策定や、既存住宅の維持管理に関する計画を策定し、今後の方針を決定します。市町村の住宅整備や管理、国庫補助への指導・監督も行います。

現場対応

※ 地域振興局建築課配属

入退きの対応

入居募集や退去時の立会い等、指定管理者と協調して対応します。アパートの大家さんといったイメージです。

修繕工事の実施

大規模な修繕工事を発注し、工事監督業務も行います。

特徴・やりがい

住宅建設・修繕等のモノづくりの一端を担っている。
住宅確保要配慮者に寄り添い、住生活の安定を支援する。

3 建築指導の仕事について

建築物の安全性を確認し
県民の暮らしを守る

建築指導の しごと

建築指導は、建築物に関する各種法令等に基づく審査・指導により、建築物の安全を確保し、県民の暮らしを守る仕事です。

民間を含む建築物の計画審査、工事完了後の検査、完成した建築物の安全を定期的に確認する業務があります。



建築確認等

① 建築物の審査・検査【振興局】

建築基準法等の各種法令に基づき、計画の審査(確認済証の交付)と工事完了後の現地検査(検査済証を交付)を行います。

② 完成後の建築物の安全性の確認【振興局】

大規模で不特定多数が利用する施設には、定期的に報告を求め、建築物の安全性を確認します。

③ 建築士等資格事務手続き、災害対応等【本庁】

建築士、宅地建物取引士の事務手続きを所掌するほか、地震災害が発生した場合、被災建築物応急危険度判定に関する支援体制構築に関与します。

特徴・やりがい

各種法律に基づき、建築物の安全安心を推進する。
災害時の建築被害の防止や軽減、発生時の復旧支援を行う。

4 市街地整備の仕事について

まちづくりを支援する

市街地整備 のしごと

市町村のまちづくりを支援し、地域の魅力の向上や課題の解決を図ります。

伝統的な街なみを活かした景観形成、新たな観光・交流の拠点づくり、など、街の魅力や活力の向上、地域の課題の解決や目的の達成に向け、国と協調して、市町村を支援します。



計画支援

※ 本庁建築住宅課配属を想定

市町村との打ち合わせ

地域の課題や目的、整備施設の構想などを把握します。

国の支援制度の特長や事業効果を踏まえ、活用可能な事業を市町村とともに検討します。

事業計画の作成支援

目的に最も適した事業を選定し、スケジュールや予算を検討のうえ、事業計画の作成を支援します。

国との協調支援

市町村の事業計画について、国と協調して支援します。

また、国を通じて、他県等で実施された先進事例や手法を集め、市町村に紹介します。

特徴・やりがい

地域の課題解決に携わり、新たな拠点整備等による街の変化を目の当たりにでき、達成感がある。

5 営繕の仕事について

県有施設を建築・修繕する

営繕のしごと

営繕は、県有建築物の建設に携わる仕事です。

建築物は、長期間に渡り使用されるため、機能的で、使いやすく、汎用的な施設をつくる必要があります。

営繕には計画・設計に関する業務と、工事に関する業務があります。



計画・設計

※ 本庁営繕課配属を想定

①施設所管部署との打ち合わせ

事業目的や利用計画などを把握し、建設に要する概算額を算出して、施設所管部署の予算要求を支援します。

②設計事務所との打ち合わせ

設計を委託し、委託先の提案内容を審査・確認します。

③設計予算書の作成

工事発注のため設計予算書を作成し、入札に必要な図書を取りまとめ、施設所管部署の発注手続きを支援します。

工事監理

※ 地域振興局建築課配属を想定

工事監督

工事を監督し、施工者提案の検討、適切な施工状況の確認、現場の状況を踏まえた内容変更等を行います。

特徴・やりがい

公共建築の建設に関わり、モノづくりを実感できる。

建築職の“魅力”と“やりがい”

- ◆ 図面からイメージしたものが、具体的な形になる過程に触れることにより、モノづくりを実感できる
- ◆ 各種法令や支援制度を駆使し、県民の課題解決を直接・間接的に支援すると共に自身の見識も深まる
- ◆ 建築防災の推進で地域の暮らしの安全安心に寄与すると共に、災害時の被災地支援に従事することなどにより、公務の「使命感」や「やり甲斐」を得られる

将来の職業についてお考えの皆さんへ

建築の職員として私たちと一緒に働きませんか！

